

千葉県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この事業は、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）により、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱（要綱を受けて定める各種規程を含む。）において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 福祉サービス

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉サービスのうち、県が第三者評価の評価対象としているサービス。

(2) 第三者評価

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

(3) 評価機関

県の認証を受けて第三者評価を行うことができる機関。

(4) 評価調査員

県が定める資格基準を満たし、養成研修を修了したうえで、評価機関に所属し、第三者評価を行うことができる者。

(推進組織)

第 3 条 県は、第三者評価事業の推進組織として、千葉県福祉サービス第三者評価推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。

(評価機関の認証)

第 4 条 県は、別に定める認証基準を満たす申請に基づき、評価機関を認証するものとする。

(評価調査員及び調査員)

第 5 条 評価調査員は、別に定める資格及び経験を有した組織運営管理部門、又は福祉サービス部門の者とし、県の定める継続研修を受講するものとする。

(第三者評価の手法)

第6条 第三者評価の手法は、以下のとおりとする。

(1) 評価機関と事業者の契約及び評価手法

ア 評価機関は、受審を希望する事業者（以下「受審事業者」という。）との契約により評価を実施するものとする。

イ 評価機関は、書面調査と訪問調査を実施し、受審事業者の評価を行うものとする。

ウ 評価機関は、県の推奨する評価項目を用いるものとする。

(2) 書面調査

ア 書面調査は、事業者調査及び利用者調査とする。

イ 評価機関は、事業者調査票及び利用者調査票を受審事業者に送付するものとする。なお、電子データの送受信をもって、替えることができるものとする。

ウ 受審事業者は、評価基準に基づき事業者調査票を記入し、評価機関に返送するものとする。

エ 受審事業者は、利用者調査票を利用者に配布し、記入内容が受審事業者にはわからないよう配慮して、評価機関に返送するものとする。

オ 利用者調査は、自筆することができない利用者等に配慮し、評価機関と受審事業者の協議により、調査項目の聞き取りや家族等へのアンケート調査をもって、代えることができるものとする。

(3) 訪問調査

ア 評価機関は、事業者調査及び利用者調査の集計・分析結果を踏まえて、訪問調査を実施し、評価基準に基づき受審事業者の組織運営やサービスの実施状況を確認し、検証するものとする。

イ 訪問調査は、組織運営管理部門及び福祉サービス部門各1名以上、合計2名以上の評価調査員が実施するものとする。

(4) 評価結果の報告

評価結果の取りまとめは、評価調査員の合議で行い、評価結果を県に報告するものとする。

(5) 評価結果の公表

県は、報告された評価結果をホームページにより公表するものとする。

ただし、受審事業者の同意が得られなかった旨、評価機関から報告を受けた場合など特段の事情がある場合には、公表を行わないものとする。また、評価機関は、報告した評価結果を独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」に掲載し、公表するものとする。

(6) 費用負担

評価費用は、受審事業者の負担とする。なお、評価費用は、評価機関が認証を受けるにあたって提出した利用料金表に基づき契約により定めるものとする。

(評価調査員に対する研修)

第7条 県は、評価調査員及びその候補者に対して、必要な研修を行うものとする。ただし、研修の全部又は一部を県が指定する者に委託して実施することができるものとする。

2 県は、国の政省令及び指針等に基づき、推進会議の助言を受けて、研修のカリキュラムを策定するものとする。

3 評価機関は、所属する評価調査員に対して定期的な研修機会を確保するものとする。

(第三者評価に関する普及及び啓発)

第8条 推進会議は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及及び啓発を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。